

(報告)(仮称)和泉市こどもまんなか会議若者委員委嘱について

趣旨	<p>本市では、令和7年3月に和泉市子どもまんなか計画を策定し、すべての子どもが将来にわたって幸せに生活できる「子どもまんなか社会」の実現を目指し、子ども施策の策定し推進しています。</p> <p>なかでも、子ども基本法により、自治体は子ども施策の策定にあたっては、子ども・若者の意見を聴取、反映することが義務付けられており、和泉市子どもまんなか計画においても子ども・若者の参画や意見反映を推進していくこととしています。</p> <p>この度、市が進める子ども政策に関して、子どもや若者が、社会づくりに参画し若者視点の意見を反映するため、「和泉市子どもまんなか会議」に若者枠(学生等)として臨時委員の委嘱を行います。</p>
----	--

基本方針	<p>【子ども施策に対する「若者」の意見反映を目的とした臨時委員委嘱】</p> <p>(対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和泉市に居住、又は在勤、在学で、18歳～29歳の若者(年齢の基準は令和8年4月1日時点)。 ・市議会議員、市職員及び市の2つ以上の審議会等の公募委員になっている人は不可。 <p>(任務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度の子ども施策の進捗に対して若者の意見を反映する。 <p>(任期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度第1回和泉市子どもまんなか会議までに委嘱し、令和8年度の子ども施策の進捗に対する若者の意見反映が終了するまで(令和8年3月末)。 <p>(募集方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募(広報・ホームページ・LINE・チラシ等) ・公募人数3人まで。 ・「子育て支援について」をテーマにした作文(800字以内)を提出。 <p>(選考方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和泉市子どもまんなか会議に参画する関係課でつくる選考委員会にて選考。 <p>【和泉市子どもまんなか会議条例(抜粋)】</p> <p>(臨時委員)</p> <p>第6条 子どもまんなか会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、第3条の委員のほか、臨時委員を置くことができる。</p> <p>2 臨時委員は、市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了するまでとする。</p>
------	--

スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・6月1日～6月19日 公募。「子育て支援について」をテーマにした作文(800 字以内)を6月19日(金) <必着> ・選考:6月下旬 <p>(委嘱)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月:庁内手続きを経て委嘱。
--------	--

参考	<p>【こども基本法】 (基本理念)</p> <p>第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 ～ 二 (略) 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。 <p>(こども施策に対するこども等の意見の反映)</p> <p>第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>【こども・若者の審議会等への参画の推進に向けた基本的な考え方について】 → (参考資料 3)</p>
----	--